

号外第18（令和4年11月30日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】

2

規 則

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月30日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第78号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成24年5月横浜市規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表中

「

100分の110.9
100分の110.3
100分の112.0
100分の92.5
100分の92.5
100分の112.0
100分の92.5
100分の110.3
100分の112.0
100分の92.5
100分の92.5
100分の112.0
100分の92.5
100分の92.5
100分の92.5

「

100分の115.8
100分の115.2
100分の117.0
100分の97.5
100分の97.5
100分の117.0
100分の97.5
100分の115.2
100分の117.0
100分の97.5
100分の97.5
100分の117.0
100分の97.5
100分の97.5
100分の97.5

を

に改め、

100分の110.9
100分の110.3
100分の112.0
100分の92.5
100分の92.5

100分の115.8
100分の115.2
100分の117.0
100分の97.5
100分の97.5

同表第2号の表中

「

100分の57.5
100分の47.5
100分の57.5
100分の47.5
100分の56.3
100分の47.5
100分の47.5

」

を

「

100分の60.0
100分の50.0
100分の60.0
100分の50.0
100分の58.8
100分の50.0
100分の50.0

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(令和4年12月1日に在職する職員に対して支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 令和4年12月1日に在職する職員(同日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員を含む。)に対して支給する同日に係る勤勉手当に関するこの規則による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則別表第2の規定の適用については、同表第1号の表中

「

100分の115.8
100分の115.2
100分の117.0
100分の97.5
100分の97.5
100分の117.0

」

「

100分の120.7
100分の120.1
100分の122.0
100分の102.5
100分の102.5
100分の122.0

」

100 分 の 97.5
100 分 の 115.2
100 分 の 117.0
100 分 の 97.5
100 分 の 97.5
100 分 の 117.0
100 分 の 97.5
100 分 の 97.5
100 分 の 97.5
100 分 の 115.8
100 分 の 115.2
100 分 の 117.0
100 分 の 97.5
100 分 の 97.5

とあるのは

100 分 の 102.5
100 分 の 120.1
100 分 の 122.0
100 分 の 102.5
100 分 の 102.5
100 分 の 122.0
100 分 の 102.5
100 分 の 102.5
100 分 の 102.5
100 分 の 120.7
100 分 の 120.1
100 分 の 122.0
100 分 の 102.5
100 分 の 102.5

と、

同表第2号の表中

「

100 分 の 60.0
100 分 の 50.0
100 分 の 60.0
100 分 の 50.0
100 分 の 58.8
100 分 の 50.0
100 分 の 50.0

とあるのは

「

100 分 の 62.5
100 分 の 52.5
100 分 の 62.5
100 分 の 52.5
100 分 の 61.2
100 分 の 52.5
100 分 の 52.5

とする。